

蕨市税条例の一部を改正する条例

蕨市税条例（昭和 25 年蕨市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削る。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の蕨市税条例の規定中市民税に関する部分は、前条第 2 号に規定する日の属する年度の翌年度以後の年度分の市民税について適用し、同日の属する年度分までの市民税については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄